

6 外国語を必修科目とするための専門部学則改正

(大正十二年六月)

(欄外注記1)

大正一二年六月一五日 案起 主任 岡	大正 年 月 日 案起 主任
内務部長 (福永印) 学務兵事課長 (近藤印)	内務部長 学務兵事課長
進 達	下 付
中央大学 専門部、大学部 学則中変更ノ件 右第三式經由印ヲ捺シ 文部省へ進達スルモノトス	同上ニ対スル指令 大正 年 月 日 認可 右第四式經由印ヲ捺シ 郡区役所へ送付スルモノトス

(欄外注記3)
進 達 願

別冊学則改正認可申請書主務省へ御進達被成下度此段奉願候也

大正十二年六月十三日

神田区錦町

中央大学学長 岡野敬次郎 印

東京府知事 宇佐美勝夫 殿

学則改正認可申請書

本学専門部学則中別紙ノ通り改正致度候ニ付学則改正要旨並ニ

理由相添へ此段認可申請候也

大正十二年六月十三日

中央大学学長 岡野敬次郎 印

文部大臣 鎌田栄吉 殿

学則改正要旨及理由

従来外国語ハ随意科ナリシモ爾今必修科目トシテ授業ヲ課スル
為メ之ニ関スル学則ヲ改正セントス

学則ヲ改正スヘキ点

専門部学則第七条第一法学科第二経済学科第三商学科各表中ニ
左ノ一欄ヲ加フ

科目	学年		
	第一学年	第二学年	第三学年
外国語	英語若クハ独逸語	同 上	同 上

学則改正認可申請書

本学大学部学則中別紙ノ通り改正致度候ニ付学則改正要旨並ニ
理由相添此段申請候也

大正十二年六月十三日

中央大学学長 岡野敬次郎 印

文部大臣 鎌田栄吉 殿

学則改正要旨及理由

従来甲種商業学校卒業業者ノ入学ニ関シ経済学部商学部志望者ニ

限リタルモ法学部ニ志望スル場合ニモ入学セシムル為メ之ニ関
スル学則ヲ改正セントス

学則ヲ改正スヘキ点

大学部学則第四十八条 (ハ)甲種商業学校卒業者ノ下 (経済学部、

商学部志望者ニ限ル)ノ文字ヲ削除ス

同第四十九条 (六)甲種商業学校卒業者ノ下 (経済学部、商学部

志望者ニ限ル)ノ文字ヲ削除ス

(欄外注記1)

「収受亥甲第一〇〇八五号」「判決六月二十二日」「施行六月二
十二日」

(欄外注記2)

「完結」

(欄外注記3)

「東京府収受・大正十二年六月十五日・学一〇〇八五号」

〔大正十二年 学事 私立学校 第一種 冊の五十七 305 B18〕